

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年6月19日
【会社名】	第一三共株式会社
【英訳名】	DAIICHI SANKYO COMPANY, LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 眞鍋 淳
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号
【電話番号】	03 - 6225 - 1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 高村 健太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号
【電話番号】	03 - 6225 - 1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 高村 健太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2017年6月19日開催の当社第12回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2017年6月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金35円

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款第28条（員数）について「監査役4名以内」から「監査役5名以内」に変更する。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、中山 讓治、眞鍋 淳、廣川 和憲、齋 寿明、藤本 克己、東條 俊明、宇治 則孝、戸田 博史、足立 直樹及び福井 次矢を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、泉本 小夜子を選任する。

第5号議案 取締役に対する賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役6名（社外取締役を除く）に対し、役員賞与総額81百万円を支給する。また、各取締役に対する支給金額は、取締役会決議に一任する。

第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

現行の株式報酬型ストックオプション制度に代え、譲渡制限付株式を付与するための報酬制度を導入し、その報酬枠を年額1億4千万円以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合) (注)3
第1号議案	5,479,044	2,824	3,728	(注)1	可決(98.28%)
第2号議案	5,474,512	7,659	3,728	(注)2	可決(98.20%)
第3号議案				(注)3	
中山 讓治	5,331,024	150,864	3,728		可決(95.63%)
眞鍋 淳	5,333,846	112,192	39,578		可決(95.68%)
廣川 和憲	5,335,701	110,337	39,578		可決(95.71%)
齋 寿明	5,336,306	109,732	39,578		可決(95.72%)
藤本 克己	5,336,582	109,456	39,578		可決(95.73%)
東條 俊明	5,336,345	109,693	39,578		可決(95.72%)
宇治 則孝	5,454,528	27,364	3,728		可決(97.84%)
戸田 博史	5,459,454	22,438	3,728		可決(97.93%)
足立 直樹	5,304,971	176,913	3,728		可決(95.16%)
福井 次矢	5,459,703	22,189	3,728		可決(97.94%)
第4号議案				(注)3	
泉本 小夜子	5,477,025	5,139	3,728		可決(98.25%)
第5号議案	5,459,365	22,758	3,728	(注)1	可決(97.93%)
第6号議案	5,382,552	99,574	3,728	(注)1	可決(96.55%)

- (注)1. 出席した株主(事前行使分を含みます。)の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、かつ出席した株主(事前行使分を含みます。)の議決権の三分の二以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、かつ出席した株主(事前行使分を含みます。)の議決権の過半数の賛成であります。
4. 賛成の意思の表示に係る議決権数の割合は、本株主総会に出席した株主の議決権の数(事前行使分を含みます。)に対する、事前行使分及び当日出席株主のうち各議案に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算しておりません。

以上